

生し尿および浄化槽汚泥の処分手数料について

手数料の種類	一般廃棄物の種類 および処理の区分	金額
し尿処理手数料	<p>一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。</p>	<p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域のうち市長が指定する区域または函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、函館市榎法華支所もしくは函館市南茅部支所の所管区域の一般の家庭から排出するし尿</p> <p>ア 200 リットル以下の場合 600 円 イ 200 リットルを超える場合 100 リットルまでごとに 300 円</p>
	<p>(2) 前号に掲げる区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿</p>	<p>1月につき当該家庭に属する者の数に300円を乗じて得た額。ただし、し尿の収集、運搬および処分の回数が1月につき1回を超えるときは、当該超える回数1回につき1,020円を加算する。</p>
	<p>一般の家庭以外から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。</p>	<p>(1) 1月当たりの排出量が3,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに 1,650円 (2) 1月当たりの排出量が3,000リットルを超え5,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに 2,200円 (3) 1月当たりの排出量が5,000リットルを超える場合 200リットルまでごとに 2,420円</p>
浄化槽汚泥処分 手数料	<p>事業用建物に係る浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。</p>	<p>20リットルまでごとに99円</p>
	<p>事業用建物に係る浄化槽汚泥以外の浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。</p>	<p>20リットルまでごとに44円</p>
し尿処分手数料	<p>一般の家庭以外から排出するし尿であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。</p>	<p>200リットルまでごとに693円</p>